



# 中西とも子の議会報告

●発行：箕面市議会・市民ネットワーク

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1(市民ネットワーク控え室) 724-6787

## 2月議会（2/21～3/27）が閉会。 市役所の公平・公正・透明性が課題に！

●市長宅新築時のルール違反問題で「公益通報」やメールが続出→市はつじつまの合わない回答をくりかえすばかり●市長は公益通報を「事実無根」「怪文書」扱い。●この件で市長の「守秘義務違反(?!)」や市の「不作為」(注1)も発覚し、紛糾

### 「公益通報(内部告発)制度」とは…

組織内部の人間が法令違反などをしかるべき機関に通報すること。不当な行為が明るみになることにより、改善し、全体の利益にする。告発者が不利益にならないよう保護をさだめた「公益通報者保護法」にもとづき、市では運用することになっている。

2月以降も職員や市民からの問い合わせや苦情が続きました。「徹底究明」を求める声や、これまで箕面市が築き上げてきた狭あい道路政策(防災に備え、住宅地の狭い道路を解消させることで、安心・安全のまちづくりをおこなう)が、混乱し後退しないために、市や議会がしっかり調査し、市民に見えるかたちで公開するよう強く望む、という内容でした。

しかし、市の説明は市長宅の道路は特殊なので、精査したら行政指導の必要がない道路だった、ということで統一をはかり、12月議会・委員会での市の答弁は、「昔の記憶なので、よく覚えていなかった」というものでした。

しかし、市長の自宅建築の際に、市に提出された書類(「建築行為に係る協議申請書」)には、手書きで「狭あい協議 未」と書かれてあるのです。

### ◆小学生でも分かることを認めない市の姿勢は怒りを乗り越えて滑稽！

誰がどのように見ても「狭あい道路の協議(行政指導)が、未だ終了していない」ということを示していて、「協議は必要のない道路」という市の言い分とは180° 食い違う客観的な証拠があるのです。

また、この条例や規則には市が言う「例外規定」はなく、「これまで例外なく指導してきた」という事実をくつがえす、合法的なものは何ひとつ存在しないのです。

### ◆市長は自らのブログ(「市長ブログ」)で、守秘義務の内容を暴露！

不思議なことに、2月17日付の同ブログ内に、市民がおこなった市民相談票を見ない限り分からない内容が暴露され、この相談者の名誉を著しく傷つける内容が書き込まれています。

この「市民相談票」は市の情報公開条例では、公開できない「個人情報」と位置付けられています。また、その内容を公表すれば「守秘義務違反」です。(守秘義務違反は刑事罰にあたります)モラルも低下した危うい市政になっています。

## ◆公益通報をめぐる経過◆

2011年～2012年 市長宅の新築

2012年11月 市民が、市長宅の西側道路にあたる道路が行政指導ルールが適用されるのか、市に問い合わせ⇒市は「行政指導の必要がある道路」であることを文書で回答

2012年12月6日 建設水道常任委員会で、市長は行政指導に従わなかったのは、自宅の設計上造りづらくなるからと釈明。ルールのあり方が実態に合っていないので見直したいと答弁。

2012年12月17日 市の請け負い業者社員から公益通報「市長が市の行政指導ルールに違反して自宅を新築し、それを放置するのは不当」など

2012年12月17日 総務部が、公益通報に対する弁明を各議員に説明。本来、通報処理委員会に報告し、調査しなければならないが、その前に議会に対し、「市長宅の西側の市道は、通路であり、行政指導の対象外」と前言を翻す説明を行う。

2012年12月21日 本会議で、市民へ「行政指導の必要ある」と回答したこととの矛盾を追及されると「市民への回答は間違い」と答弁。

2012年12月24日 職員から「公益通報」あり「本会議での市の答弁は虚偽」しかし、この通報は、議会には伏せられていた

2013年2月14日 議会に対し、「公益通報」したが、一切連絡もなく問い合わせにも回答がないため、通報者(市職員有志)が市議会とマスコミに公表

2013年2月16日～17日 市のホームページ上の公式ブログ(『みのお撮りたてブログ』)に、職員からの「公益通報」が「拡散希望」として掲載される事件が発生

2013年2月18日 市議会宛に市民から問い合わせあり。「徹底究明してください」

2013年2月18日 中西、2名の議員と連名で議長、各議員に議会の調査権の発動(「100条委員会」の設置)を提案、申し入れ

2019年2月19日 匿名の職員から議員宛に『公益通報を補足します』と「公益通報の内容は

すべて真実だと言えます」「まちづくり推進条例や施行規則の手続きには例外はありません」「『行政指導の事実はない』という答弁は手続き上ありえないことです」という投書が寄せられる

2013年2月21日 議長は議会の調査権発動ではなく、本会議冒頭で市長に弁明させ、議員の質疑は受け付けない不公平な采配を行う

2013年2月～3月 市民や専門家などから「議会はもっと勉強せよ」「徹底究明を」「全職員対象のアンケートや外部の専門家に公正な調査依頼を求める」などの投書のほか、昨年12月に、市へ問い合わせをおこなった市民から「市長ブログに怒りと不信・不安を感じる」という内容の抗議文など多数のメッセージが、議会へ寄せられた。

## ◆そのほかの議論(一部抜粋)

2月議会では、他にも次のような案件が取り上げられました。

●教育委員会の委員が1名増員。現委員は任期を残し、全員が辞職という異例の事態に。現教育長のみ、他自治体の教育長に就任。

またこれまで、「子ども部」「教育推進部」「生涯学習部」と乳幼児、小中学校、生涯教育、という3部門あったものを一元管理にした組織再編がおこなわれました。これは文教常任委員会が終わってから発表されたため、十分な議論が尽くされないまま、4月を迎えます。

●北大阪急行線の延伸、箕面駅前駐車場・駐輪場の再整備などの開発が、市民に対して十分な説明や合意形成がないまま、進められようとしています。また駅前駐車場はPFI方式という民間業者に建設と維持管理をまとめて委託し、箕面市があとから返済するという方法が決まりました。しかしこのPFI方式を採用するときは十分な説明と費用対効果の検証が必要なのですが、「結論」だけが議会に示されたものの、その内容は議会が精査できない仕組みになっています。中西はおかしいと追及しましたが、大半の議会が賛成しました。